

幼稚園教諭の普通免許状に係る所要資格の期限付き 特例に関する検討会議（第2回）における議論の論点

（最低在職年数について）

- 保育士として3年間在職すれば、一通り保育士としての業務を経験し、ある程度の自信も持つてくるため、3年の在職年数を標準とすることは妥当ではないか。
- 過去に勤務した年数についても、在職年数として認めてもよいのではないか。
- 3年の在職年数に加え、月120時間の勤務時間を求めた場合、保育士の勤務実態によっては、要件を充たさない月も出てくる可能性が高いため、慎重な検討が必要ではないか。

（勤務経験を評価する施設等の範囲）

- 保育士によって乳児を担当していたり、幼児を担当していたりと、勤務実態は様々であるが、個別に評価をすることは難しいことから、勤務する「施設」単位で線引きするしかないのではないか。
- 行政監督（許認可等）の仕組みがあるかどうかは重要な観点であり、認可外保育施設における保育の経験を評価する場合であっても、保育指針に準じた質の担保の仕組みがあることは必須。その意味では、各都道府県による認証制度に基づいて運営されている保育所等であれば、対象としても良いのではないか。

（大学等で修得を要する内容及び単位数）

- 日本国憲法や情報機器については教養科目であるから、大学を卒業しているのであれば、既に学んでいるのではないか。一方で、専修学校卒の保育士はこれら科目を学んでいない場合もある。このため、学歴要件によって、履修すべき科目内容は異なってくるのではないか。
- 特別支援教育に関するニーズは高いことから、教育の基礎理論に関する科目のうち「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）」については履修させる必要があるのではないか。
- 教育相談の知識については、保育士の現場経験から身につけていると考えられるので改めて履修させる必要はないのではないか。
- 保育の指導法については、保育士養成課程でもいわゆる5領域（健康、人間関係、環境、言葉、表現）を扱っていることから、「総論」的な内要を履修させてはどうか。
- 保育士は国語、算数等の教科指導についての知識、技能は弱い点と思われるので、教科に関する科目を1科目分でもよいので履修させたらどうか。

（その他）

- 既存の教職課程の科目を履修させる形とするのか、特例のための要点を抑えた新たなプログラムを編成し履修させるのかで求める科目内容・単位数に違いが出てくる。そのあたりの検討をすることが必要。